



長野県報

12月22日(木)
平成23年
(2011年)
第2330号

目 次

規 則

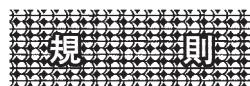
職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局）	2
期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局）	2
東日本大震災等に対処するための職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の特例に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局）	2

告 示

土地収用法に基づく事業の認定（企画課土地対策室）	2
障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定（健康長寿課）	3
障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の名称及び所在地の変更の届出（健康長寿課）	4
障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退（健康長寿課）	4
介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の事業所の廃止の届出（健康長寿課介護支援室）	4
介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設及び指定介護養護型医療施設の指定辞退の届出（健康長寿課介護支援室）	5
保安林予定森林にする旨の通知（4件）（森林づくり推進課）	6
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知（3件）（森林づくり推進課）	7
過疎地域自立促進特別措置法に基づく市町村道の改築工事（2件）（道路管理課）	7
長野県収入証紙売りさばき人の氏名（名称）変更の届出（会計課）	8
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）	8
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）	8

公 告

一般競争入札（消防課）	9
一般競争入札（税務課）	9
介護支援専門員実務研修受講試験の試験実施機関の候補者の募集（健康長寿課介護支援室）	10
一般競争入札（食品・生活衛生課）	11
建築士法の規定による処分（建築指導課）	12
土地改良事業の施行に伴う換地計画認可申請の適当である旨の決定及び換地計画書の写しの縦覧（2件）（農地整備課）	13
一般競争入札（4件）（河川課）	13
一般競争入札（企業局）	16
水道法に基づく指定給水装置工事事業者の事業の廃止の届出（企業局）	17
一般競争入札（障害者支援課）	17
一般競争入札（2件）（特別支援教育課）	18



職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成23年12月22日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第13号

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（昭和27年長野県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第12条第3項中「1日」を「1日又は1時間」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、年次休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

第12条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 1時間を単位として使用した年次休暇を日に換算する場合には、当該年次休暇を与えられた職員の勤務日1日当たりの勤務時間（1分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）をもつて1日とする。

附 則

この規則は、平成24年1月1日から施行する。

人事委員会事務局

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成23年12月22日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第14号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和39年長野県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「以下「育児休業職員」を「第6条の2、第7条及び第10条において「育児休業職員」に改め、同項第2号中「第4条」を「第5条」に改める。

第5条第2項第2号中「育児休業職員」を「育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2年以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である職員を除く。）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則第5条第2項第2号の規定は、平成23年12月1日から適用する。

人事委員会事務局

東日本大震災等に対処するための職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成23年12月22日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎
長野県人事委員会規則第15号

東日本大震災等に対処するための職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の特例に関する規則の一部を改正する規則

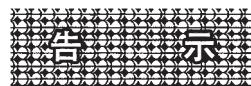
東日本大震災等に対処するための職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の特例に関する規則（平成23年長野県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成23年12月31日」を「平成24年12月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会事務局



長野県告示第864号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

平成23年12月22日

長野県知事 阿部 守一

1 起業者の名称

飯田市

2 事業の種類

飯田市庁舎整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

飯田市箕瀬町一丁目及び大久保町地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号要件（収用適格事業）

飯田市庁舎整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第3条第31号に掲げる地方公共団体が設置する庁舎に関する事業に該当する。

(2) 法第20条第2号要件（起業者の意思と能力）

本件事業の起業者である飯田市は、事業遂行について必要な財源措置を講じていることから、本件事業を遂行するための充分な意思と能力を有している。

(3) 法第20条第3号要件（事業計画の公益性）

ア 本件事業の施行により得られる利益

現在、庁舎敷地内に、現庁舎、議会棟、情報通信棟、建設部棟、水道環境部棟、保健センター及び教育委員会棟の7棟に分散して本庁事務を行っている。さらに、福祉事務所は、事務スペースの狭隘化のため、現庁舎から約400メートル